

ID: 1120

担当部署: 市民生活部 総合窓口課

処分の概要	食事療養減額認定証の再交付		
法令名 根拠条項	国民健康保険法施行規則 第26条の3第5項		
法令番号	昭和33年厚生省令第53号		
【基準】 省令第26条の3第5項の規定による。 (食事療養標準負担額の減額に係る保険者の認定) 第26条の3 5 世帯主又は組合員は、食事療養減額認定証を破り、汚し、又は失つたときは、直ちに申請書を当該世帯主が住所を有する市町村又は組合に提出して、その再交付を申請しなければならない。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 4 月 1 日	最終変更年月日	平成 30 年 4 月 1 日